
定 款

株式会社 P U C

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 P U C と称し、英文では Public Utility Services Center Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報処理システムの企画、開発、構築、設置、販売、保守、運用及び賃貸
- (2) ソフトウェア及びハードウェアの販売、賃貸及び保守管理
- (3) 複写機、ファクシミリ等の事務機器及びその付属材料、付属機器の販売、賃貸及び保守管理
- (4) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (5) 経営及び情報処理システムのコンサルティング
- (6) 水道料金徴収業務等の公益事業等に係る各種事務処理の代行
- (7) (1) 及び (6) に関する各種講習の企画及び開催
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、8,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を

有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式の取扱い)

第 8 条 前 3 条に規定するもののほか、当社が発行する株式に関する必要な事項は、取締役会が定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 9 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第 10 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役が招集する。

(招集通知)

第 11 条 株主総会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載して、会日より少なくとも 1 週間前に各株主に発することを要する。

(議長)

第 12 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役、代表取締役、取締役会

(取締役会及び監査役の設置)

第15条 当社は取締役会及び監査役を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第16条 当社の取締役は3名以上10名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第17条 当社の取締役及び監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠として選任された監査役の任期は、前任の監査役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができるものとする。

(取締役会の決議の省略)

第20条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するも

のとする。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。
- 3 社長は、当会社を代表する。
- 4 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第22条 社長は、当会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(監査役の責任免除)

第24条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役及び監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 会計参与

(会計参与の設置)

第26条 当会社は会計参与を置く。

(会計参与の選任)

第27条 当社の会計参与は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(会計参与の任期)

第28条 会計参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された会計参与の任期は、前任の会計参与の任期の残存期間と同一とする。

(会計参与の責任免除)

第29条 当社は、会計参与（会計参与であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、その会計参与が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計参与の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(会計参与の報酬等)

第30条 会計参与の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第32条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第34条 期末配当金及び中間配当金の支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第7章 付 則

(設立に際して発行する株式)

第35条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式480株とし、1株の発行価額は5万円とする。

(最初の営業年度)

第36条 当会社の第1期の営業年度は、当会社設立の日から平成17年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第37条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、第17条の規定にかかわらず、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人)

第38条 発起人の氏名、住所及びその引受株式数は、次のとおりである。

(住 所)	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
(氏 名)	東 京 都
(引受株式数)	普通株式480株

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、会社法その他の法令に従う。